

# 第1章 この計画について

## 1. 計画改定の主旨

### ① 「地域共生社会」実現の社会要請

わが国では、地域福祉の推進を図って、すべての住民が役割を持ち、「支え手」と「受け手」に分かれることなく支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成していくことが重要となっています。

そして、地域コミュニティの働きと公的な福祉サービスが協働することで、住民が助け合いながら暮らすことのできる『我が事・丸ごと』の地域共生社会を実現していくことが喫緊の課題となっています。

### ② 精華町障害者計画の改定

町では、平成24年3月に「精華町第2次障害者基本計画」を策定し、障害のある人もない人も健やかで安心して地域で暮らすことができるように様々な支援を行ってきました。策定より約5年の間に、前述したように、国内では更に「地域共生社会」の実現に向けた体制整備が進められています。そのような中、町としても引き続き、「地域共生社会」の実現に向けて障害者施策を推進するため、平成31年度を初年度とする後継計画を策定したものです。

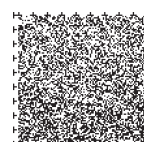
## 2. 法的根拠

- 「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」は、「障害者基本法第11条第3項」の規定に基づいて、地方自治体に策定義務がある「市町村障害者計画」となるものです。

### 近年の関連動向

- 障害のある人の権利に関するものとして、わが国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

- 平成28年4月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が施行されました。

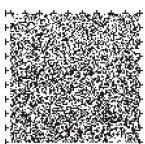


○生活支援等に係るものとして、障害福祉サービスの拡充等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が施行されました。

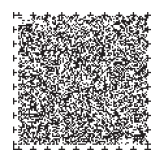
○平成30年4月には、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援の二層の多様化へのきめ細かな対応等を図るため、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、障害福祉サービス及び障害児通所支援が拡充されています。

○近年の法制度に係る動向は、下表のとおりです。

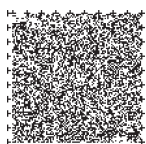
法制定・改正等	概 要
<p>障害者権利条約の批准</p>	<p>[平成26.1.20批准、平成26.2.19、国内で条約が効力を発生]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正式名称：障害者の権利に関する条約</li> <li>障害のある人の人権と基本的自由の享有を保障し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めた条約です。</li> </ul>
<p>障害者基本法の改正</p>	<p>[平成23.8.5公布、施行（一部を除く）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての国民があってもなくても、お互いの人格や個性が尊重し合える「共生社会」という表現が使われています。</li> <li>障害の定義に発達障害が含まれました。</li> <li>障害者の自立及び社会参加を強調しています。</li> <li>差別の禁止を明文化しました。</li> </ul>
<p>障害者総合支援法と児童福祉法の改正</p>	<p>[平成28.6.3公布（一部同日施行）、平成24.4.1施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者総合支援法の正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</li> <li>障害福祉サービスの類型として「自立生活援助」「就労定着支援」が創設されるとともに、「高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用」に係る改正がなされています。</li> <li>「障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）」「医療的ケアを要する障害児に対する支援（平成28.6.3施行）」が盛り込まれるとともに、「地域共生社会への転換」が明記されました。</li> </ul>
<p>障害者差別解消法の制定</p>	<p>[平成25.6.26公布（一部同日施行）、平成28.4.1施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律</li> <li>すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。</li> <li>障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について定めています。</li> </ul>



<p>障害者虐待防止法</p>	<p>[平成23.6.24公布、平成24.10.1施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律</li> <li>国が責任をもって、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立支援や、養護者への支援をとおして、障害者の権利を擁護することを目的としています。</li> <li>市町村・都道府県に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たせました。</li> </ul>
<p>発達障害者支援法の改正</p>	<p>[平成28.6.1公布、平成28.8.1施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法施行から10年が経ち、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援が求められることや、共生社会の実現に向けた法整備が進んだことを踏まえて、各種施策に係る法律の全般にわたる改正が行われました。</li> <li>「発達障害者支援センター等」による支援について、できるだけ身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮することとされています。</li> </ul>
<p>成年後見制度利用促進法の制定</p>	<p>[平成28.4.15公布、平成28.5.13施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正式名称：成年後見制度の利用の促進に関する法律</li> <li>認知症や知的障害、その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段である成年後見制度について、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。</li> <li>法に基づき、平成29.3.24「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。</li> </ul>
<p>障害者優先調達推進法</p>	<p>[平成24.6.27公布、平成25.4.1施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正式名称：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律</li> <li>障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体(以下「障害者就労施設等」という。)が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障害者等の自立を促進することを目的として制定されました。</li> </ul>
<p>障害者雇用促進法の改正</p>	<p>[平成25.6.19公布、平成28.4.1施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>正式名称：障害者の雇用の促進等に関する法律</li> <li>「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた対応の一環として、法改正し、平成28.4.1に施行されました。法定雇用率の算定基礎の見直しについては、平成30.4.1の施行とされています。</li> </ul>
<p>ニッポン一億総活躍プランの閣議決定</p>	<p>[平成28.6.2閣議決定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「一億総活躍社会とは、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」と位置づける中で、障害のある人や、難病の患者・がん患者等の活躍支援と地域共生社会の実現をうたっています。</li> </ul>
<p>「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた社会福祉法等の改正</p>	<p>[平成29.6.2公布、平成30.4.1施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域共生社会とは、制度や分野の縦割りや、支え手・受け手の関係を超えて、多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に築いていく社会です。</li> <li>地域共生社会の実現に向けて、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29.6.2公布)」により、社会福祉法や障害者総合支援法等の一部改正が行われました。障害福祉に係る改正点として、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけるなどが示されています。</li> </ul>



<p>京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の施行</p>	<p>[平成27.4.1公布、施行（一部を除く）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある人もない人も、全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目指すために京都府により制定された条例です。</li> <li>・ 不利益取扱いの禁止、社会的障壁の除去のための合理的な配慮、相談体制の整備、不利益取扱いに関する助言、あっせん、共生社会の実現に向けた施策の推進等を示しています。</li> </ul>
<p>言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえない人と障害のある人との社会づくり条例</p>	<p>[平成30.3.12公布、施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言語としての手話の普及、聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会の確保を通じて、「聞こえの共生社会」の実現を目指すために京都府により制定された条例です。</li> <li>・ 「聞こえの共生社会」を推進するにあたって、基本理念として「手話が言語であるとの認識のもと、言語としての手話の普及を行うこと」、「聴覚障害者は、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的に配慮され、可能な限り、コミュニケーション手段についての選択の機会などが確保されること」を掲げ、関係者の責務・役割、基本的な施策の方向性を定めています。</li> </ul>





くに きょうとふ けいかく  
国・京都府の計画

① だい じしやうがいしやきほんけいかく へいせい ねんど へいせい ねんど  
第4次障害者基本計画（平成30年度～平成34年度）

○ しょうがいしやきほんほうだい じやう もと けいかく せいふ こう しょうがいしやせさく もっと  
障害者基本法第11条に基づく計画で「政府が講ずる障害者施策の最も  
きほんてき けいかく  
基本的な計画」です。

きほんりねん けいかく もくてき  
(基本理念〔計画の目的〕)

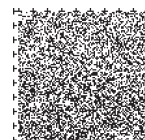
- ・ きやうせいしやかい じつげん む しょうがいしや みずか けつてい もと しやかい かつどう  
共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に  
さんか のうりよく さいだいげんはつき じ こじつげん しえん  
参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

きほんてきほうこう  
(基本的方向)

1. とうきやう けいき しやかい しやかいてきしやうへき じよきよ  
2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去を  
ちやくじつ すいしん  
より着実に推進
  - ・ しやかい ばめん こうじやう してん と い  
社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ向上の視点を取り入れていく
  - ・ アクセシビリティに配慮したICT（情報通信技術）等の新技術を積極的に  
はいろよ アイシーティー じやうほうつうしんぎじゆつ とう しんぎじゆつ せつきよくてき  
導入
2. しょうがいしやけんりじやうやく りねん そんちやう せいこうせい かくほ  
障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
  - ・ しょうがいしやせさく いしけつていかてい しょうがいしや さんか しょうがいしやほんにん  
障害者施策の意思決定過程における障害者の参加、障害者本人による  
いしけつてい しえん  
意思決定の支援
3. しょうがいしやさべつ かいしやう む とりくみ ちやくじつ すいしん  
障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
  - ・ しょうがいしやせさく さべつかいしやうほう じつこうせいかくほ かくぶんや りやうめん  
障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から  
さべつかいしやう む かんきやうせいび ちやくじつ すいしん  
差別解消に向けた環境整備を着実に推進
4. ちやくじつ こうかてき じつし せいかしひやう じゆうじつ  
着実かつ効果的な実施のための成果指標を充実

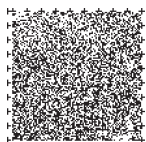
そうろん おも ないよう  
(総論の主な内容)

- ・ とうじしやほんい そうこうてき ぶんやおうだんてき しえん  
当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- ・ しょうがい じよせい こども こうれいしや ぶくこうてき こんなん しょうがいとくせいとう はいりよ こま  
障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細  
かいしえん  
かい支援
- ・ しょうがいしやだんだい けいざいだんだい れんけい しやかいぜんたい とりくみ すいしん  
障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- ・ いのち たいせつ とう かん りかい そくしん しやかいぜんたい こころ  
「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリ  
ー」の取組の推進



かくろん おも ないよう  
(各論の主な内容)

1. 安全・安心な生活環境の整備  
あんぜん あんしん せいかつかんきょう せいび
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実  
じょうほう こうじょうおよ いしそつうしえん じゅうじつ
3. 防災、防犯等の推進  
ぼうさい ぼうはんとう すいしん
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止  
さべつ かいしょう けんりようご すいしんおよ ぎゃくたい ぼうし
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進  
じりつ せいかつ しえん い しけつていしえん すいしん
6. 保健・医療の推進  
ほけん いりょう すいしん
7. 行政等における配慮の充実  
ぎょうせいとう はいりょ じゅうじつ
8. 雇用・就業、経済的自立の支援  
こよう しゅうぎょう けいざいてきじりつ しえん
9. 教育の振興  
きょういく しんこう
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興  
ぶんかげいじゆつかつどう とう しんこう
11. 国際社会での協力・連携の推進  
こくさいしゃかい きょうりよく れんけい すいしん



② 第3期京都府障害者基本計画（平成26～31年度）

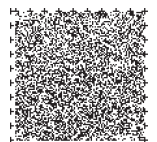
- 障害者基本法第11条第2項に基づき、国の「障害者基本計画」を基本として策定する「都道府県障害者計画」です。
- 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進のため、以下の5つの横断的視点を踏まえて、8つの分野からの施策展開を図るとしています。

(5つの横断的視点)

- ・ 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ・ 当事者本位の総合的な支援
- ・ 障害特性等に配慮した支援
- ・ アクセシビリティの向上
- ・ 総合的かつ計画的な取組の推進

(8つの分野)

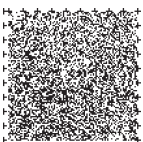
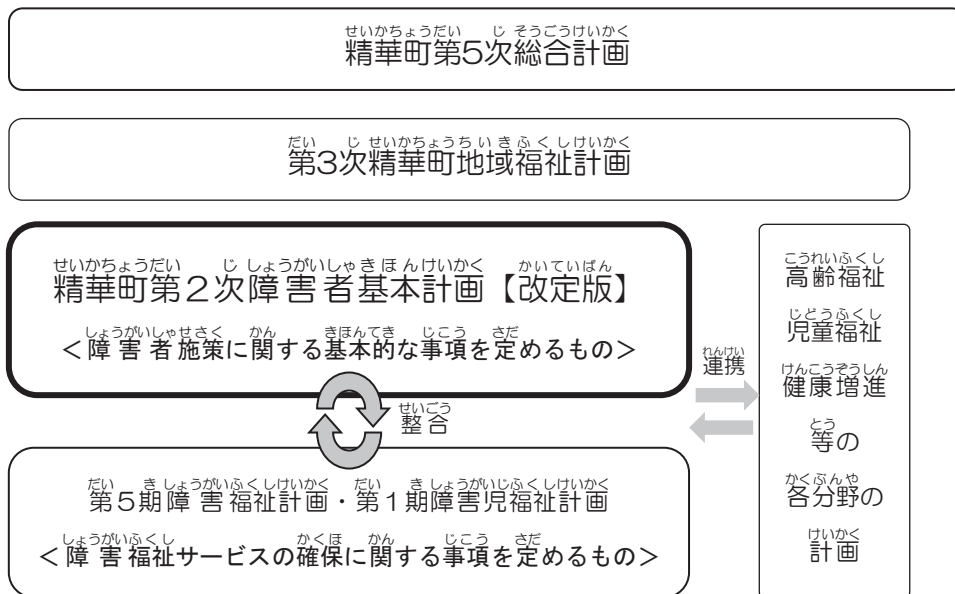
- ・ 共生社会の実現に向けた理解と交流の推進
- ・ 教育の推進
- ・ 生活の支援
- ・ 保健・医療の充実
- ・ 生活環境の整備
- ・ 雇用・就労の促進
- ・ スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動の振興
- ・ 暮らしの安心・安全



### 3. 計画の位置づけと計画期間

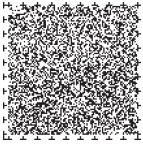
#### (1) 計画の位置づけ

- 「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」は、町のまちづくりの最上位計画「精華町第5次総合計画」の障害福祉部門の施策を推進するための指針です。
- 同時に策定した「第3次精華町地域福祉計画」を上位計画としつつ、障害福祉に係る理念や目標を掲げて、目標の実現に向けた総合的な施策の体系を示します。
- 障害福祉サービス等の供給について、目標数値を掲げて具体的な整備を推進するために策定する「精華町障害福祉計画」「精華町障害児福祉計画」との整合を図ります。
  - ・ 「精華町障害福祉計画」は、「障害者総合支援法第88条第1項」の既定に基づいて地方自治体に策定義務がある「市町村障害福祉計画」となるものです。
  - ・ 「精華町障害児福祉計画」は、「改正児童福祉法第33条の20第1項」の既定に基づいて地方自治体に策定義務がある「市町村障害児福祉計画」となるものです。
- 国の「第4次障害者基本計画（平成30～34年度）」及び「第3期京都府障害者基本計画（平成26～31年度）」と整合を保ちつつ推進するものです。









#### 4. 計画の対象

- 「障害者」とは、障害者基本法に規定する障害者や、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障害者を示しています。共生社会の実現のためには、障害の有無にかかわらず、広く住民の理解と協力が必要であるため、本計画は、すべての住民を対象とします。
- 「障害のある人」の表現は、法律にいう「障害者」と同義です。法律・制度等の固有名詞で「障害者」という表記が使用されているものを除いて、この計画では「障害のある人」という表記で統一しています。

なお、法律上の障害者の定義は、以下のとおりです。

##### 【障害者基本法における定義】

第2条において、障害者を次のとおり定義しています。

- 「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」

##### 【障害者総合支援法における定義】

第4条において、障害者・障害児を次のとおり定義しています。

- 「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」
- 「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者」
- 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者」
- 「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」（満18歳に満たない者を指す）

